

大聖寺川漁業協同組合（内共1号）大聖寺川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

投網：網目2.8cm以上

流し網：網丈90cm以下、浮子網の長さ5.5m以下、網目2.8cm以上

(2) 遊漁期間

魚種	期間
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公表する日から12月31日まで
いwana及びやまめ	3月1日以降の組合が定めて公表する日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
うなぎ	4月1日から12月31日まで

2 公表は、組合及び組合が遊漁券販売を委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

3 いwana、やまめ、さくらます、を対象とする遊漁において、竿釣り以外の遊漁の方法は区域、期間を問わずこれを禁止する。

4 うなぎを対象とする遊漁において、手釣り及び竿釣り（他、組合が認めた漁法）以外の遊漁の方法は区域、期間を問わずこれを禁止する。

5 魚種、遊漁の方法の種類を問わず、「転がし釣り（コロコロ）」「引掛け釣り」「縄張り及び石積み」「夜川漁（概ね手元が見えなくなるから）」はこれを禁止する

(3) 禁止区域

魚種	漁具漁法	区域
あゆ	投網及び流し網	・古九谷大橋より上流の内共第1号区域 ・杉の水川桜橋より上流の内共第1号区域 ・オクソ淵より上流河南橋まで ・上河崎橋より上流100mの区域
いwana及びやまめ	疑似針釣以外による漁法	・落合橋より上流、鳥越えん堤までの本流区間

(4) キャッチアンドリリース区間の設置

魚種	区域	期間
いwana及びやまめ	杉の水川桜橋より上流の内共第1号区域	3月1日から9月30日まで
	組合が定めて公表した区間	〃

2 前項の公表は、組合及び組合が遊漁券販売を委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

大聖寺川漁業協同組合（内共1号）大聖寺川

1. 遊漁についての制限の範囲

(5) 禁止期間

魚種	漁具漁法	区域	期間
あゆ	竿釣、投網及び流し網	下河崎橋から下流、 鹿ヶ鼻用水放出口まで	9月1日より10月 31日まで
		九谷ダムから上流	6月16日より同月 30日まで
	投網及び流し網	我谷ダム（基点第2 号）から下流	6月16日より7月 31日まで
		九谷ダム（基点第86 号）から上流	6月16日より8月 14日まで

(6) 全長制限

魚種	全長	魚種	全長
あゆ	6センチメートル	うなぎ	30センチメートル
いwana及 びやまめ	15センチメートル		

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は次の表のとおりとする（ただし、遊漁者が中学生以下又は障害者手帳保持者である場合は無料とする。）。なお、次項のただし書の規定による方法により納付する場合は、同表の遊漁料に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
あゆ	竿釣	1日	3,000円
		1年	8,000円
	投網及び流し網	1日	5,000円
		1年	12,000円
いwana、やまめ、さく らます及びうなぎ	竿釣（うなぎにおいては手釣も可）	1日	1,500円
		1年	5,000円

2 遊漁料の納付は、組合及び組合が遊漁券販売を委託する釣具店、組合が指定するオンラインシステムに対し行わなければならない。

ただし、手釣、竿釣、投網又は流し網による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3 あゆの竿釣は女性の遊漁料は無料とする。

3. 遊漁に際し守るべき事項

- ・遊漁者は、川底のかくはんや植物の伐採、撤去等を許可なく行ってはならない。
- ・投網、流し網の付添人、石打人等の補助員も無鑑札禁止